

# 改正感染症法の基本構造および病原体の種別と感染症の類別

バイオテロ対策

病原体の  
適正な  
取扱いの徹底

感染症患者の  
適切な治療と  
感染症の予防  
蔓延の防止

## 第一種病原体等

エボラウイルス  
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス  
痘そうウイルス  
南米出血熱ウイルス  
マールブルグウイルス  
ラッサウイルス  
その他政令で定めるもの

## 第二種病原体等

SARSコロナウイルス  
炭疽菌、野兎病菌、ペスト菌  
ポツリヌス菌、ポツリヌス毒素  
その他政令で定めるもの

## 第三種病原体等

Q熱コクシエラ、狂犬病ウイルス、  
多剤耐性結核菌（RIF, INHに耐性）  
以下政令で定めるもの  
コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、  
腎症候性出血熱ウイルス、西部馬  
脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイル  
ス、東部馬脳炎ウイルス、ニバウイル  
ス、日本紅斑熱リケッチア、発疹チ  
フスリケッチア、ハンタウイルス肺症  
候群ウイルス、Bウイルス、鼻疽菌、  
ブルセラ菌、ベネズエラ馬脳炎ウイル  
ス、ヘンドラウイルス、リフトバレー  
ウイルス、類鼻疽菌、ロッキー山紅  
斑熱リケッチア  
その他政令で定めるもの

## 第四種病原体等

インフルエンザウイルス(H2N2)、黄熱ウイルス、  
クリプトスポリジウム、  
結核菌（多剤耐性結核菌を除く。）  
コレラ菌、志賀毒素、赤痢菌属、チフス菌、  
腸管出血性大腸菌、  
鳥インフルエンザウイルス、  
パラチフスA、ポリオウイルス  
以下政令で定めるもの  
ウエストナイルウイルス、オウム病クラミジア  
デングウイルス、日本脳炎ウイルス  
その他政令で定めるもの

## 一類感染症

第一種病原体等による全感染症  
+ ペスト

## 二類感染症

ポリオ、  
結核、ジフテリア、  
重症急性呼吸器症候群  
(SARSコロナウイルスによるものに限る)

## 三類感染症

コレラ、細菌性赤痢  
腸管出血性大腸菌感染症  
腸チフス、パラチフス

## 四類感染症

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、  
Q熱、狂犬病、炭疽、  
鳥インフルエンザ、  
ポツリヌス症、マラリア、  
野兎病

その他政令(次頁)で定めるもの

## 五類感染症

インフルエンザ、  
ウイルス性肝炎(A, E型以外)、  
クリプトスポリジウム症、  
後天性免疫不全症候群、  
性器クラミジア感染症、  
梅毒、麻疹、

MRSA感染症  
その他省令(次頁)で定めるもの

## 指定感染症（政令で定める）

新型インフルエンザ(H5N1)を指定

青色は、細菌、毒素、および細菌感染症

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年12月28日政令第420号）

改正履歴：これ以前の履歴は省略

平成12年6月7日政令第309号

平成15年2月5日政令第35号（第2条、第7条）、施行日：平成15年3月1日

平成15年10月22日政令第459号（第1条、第2条、第7条、第11条）、施行日：平成15年11月5日

平成16年7月9日政令第231号（第2条(5)(6)(7)追加）、施行日：平成16年10月1日

### （四類感染症）

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第5項の政令で定める感染性の疾病は、E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候生出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ病、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症及びレプトスピラ症とする。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日厚生省令第99号）

改正履歴：これ以前の履歴は省略

平成13年3月30日厚生労働省令第80号

平成14年10月29日厚生労働省令第140号、施行期日：平成14年11月1日

平成15年10月30日厚生労働省令第167号、施行期日：平成15年11月5日

平成16年9月15日厚生労働省令第128号、施行期日：平成16年10月1日

平成17年7月27日厚生労働省令第124号、施行期日：平成17年9月1日

### 第1章 5類感染症

#### （5類感染症）

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第6項に規定する厚生省令で定める感染性の疾病は、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（高病原性トリインフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、髄膜炎菌性髄膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎及び淋菌感染症とする。